

「知る権利」を制限する

「個人情報保護法案」「人権擁護法案」に反対する緊急アピール

「個人情報保護法案」「人権擁護法案」が国会で審議入りしました。

個人情報の保護や差別・虐待などからの救済は、いずれも市民の人権に関わり、私たちがその権利の実現のために努力しなくてはならない課題です。しかし、今国会で審議入りした二つの法案は、こうした課題の実現という「美名」に名を借りて、市民一人ひとりの表現活動や、新聞、放送、出版、映画、インターネットなどあらゆるメディアの取材・報道・表現活動を制約する 危険な仕組み が組み込まれています。

報道のために情報を集める活動や、取材に協力して市民が情報を伝えることが政府機関の裁量下に置かれ、規制されることとなります。自由な取材、自由な報道、自由な言論を国家の管理下に置こうとするもので、民主主義社会を維持、発展させるために欠かせない市民の表現の自由や「知る権利」を大きく損なうものとなっています。

本来、報道・表現活動による人権やプライバシーの侵害は、「伝える側」であるメディアの主体的で自主的な対応と、「知る権利」を持つ市民による自由なメディア批判によって解決されるべきです。すでに個別の報道機関や放送、新聞、出版それぞれのメディアの全国的な組織内部で取材・報道のあり方の検証、改善への取り組みが続けられています。そうしたなかで審議入りした二つの法案は、自主的改善に委ねられるべき取材・報道・表現活動のあり方を、公権力の管理、監視のもとに置いてコントロールしようという極めて危険な要素をはらんでいます。

個人情報保護法案、人権擁護法案が成立すれば、権力機構を監視する役割を担うメディアの取材・報道活動は大きく制限され、国民にとって本場に必要ない情報が伝えられなくなる恐れがあります。それは国民の「知る権利」が侵害されることでもあります。

もちろん、メディアの側にも反省すべき点があります。「集中豪雨」的過剰取材によるプライバシーの侵害や、一方的な報道による人権の侵害など、市民から行き過ぎた取材・報道・表現活動が厳しく批判されている今日、メディア側にも一層の改善努力が求められています。

鹿児島で報道・表現活動を行っているメディアもまた、市民の批判を謙虚に受け止め、報道のあり方を自立的に改善する取り組みを強化することで、公権力の介入を許さないようにする必要があります。

いったん、報道・表現活動を制約する仕組みが作られると、いつの間にか、規制が次の規制を生み、表現・言論ががんじがらめになってしまう というのが戦前の日本の苦い体験でした。公権力の介入・監視を排除して、報道・表現の自由を守ることが、市民の「事実を知る権利」「情報の受け手として正確な情報を受け取る自由」を守ることもつながっています。メディアと市民が力を合わせて、審議入りした両法案の国会通過に反対し、市民の自由と権利を守り、発展させる行動に踏み出しましょう。

二〇〇二年五月二日

「市民とメディア」鹿児島フォーラム

(よびかけ人代表

鹿児島大学法文学部教授

小栗 実)